

案件名称	中央区、西区、浪速区、大正区、西成区、住之江区 及び住吉区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・ 廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）
------	---

仕様書

大阪市教育局事務局

1 案件名称

中央区、西区、浪速区、大正区、西成区、住之江区及び住吉区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育局事務局とする。

5 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種別	数量	合計数量
蛍光管（直管）	812 k g	1,846 k g
水銀灯ほか	45 k g	
乾電池（アルカリ・マンガン）	970 k g	
リチウム電池・ボタン電池	19 k g	

※ 上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市内（中央区、西区、浪速区、大正区、西成区、住之江区及び住吉区）に所在する市立小、中学校 91 校（別表参照）

(3) 収集日、収集時間及び収集回数

ア 収集回数は、契約期間内において各校 1 回（ただし、土曜・日曜及び祝日を除く。）を基本とする。ただし、排出量の実情によりこの限りではない。

イ 収集時間は、午前 9 時から午後 4 時までの間を基本とし、児童生徒の登下校の状況に考慮しつつ必要に応じて各学校長と調整し決定すること。

(4) 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、以下の処理施設へ搬入すること。

詳細については、受注者と処理業者において打合せをした上で決定すること。

処理業者名：野村興産株式会社（以下「処理業者」という。）

処理業者所在地：大阪市中央区高麗橋二丁目 1 番 2 号

処理施設所在地：大阪市西淀川区中島二丁目4番143号（野村興産株式会社関西工場）

搬入時間帯：原則、平日の午前8時から午後4時までの間とする。

それ以外の時間は、受入れ作業を行わないため、注意すること。

受入基準：搬入の際は、搬入2日前の午後4時までに、「7 収集計画」に指定する方法で上記工場へ搬入の旨を連絡すること。

入構時は、上記工場の定めるルールに従うこと。

野村興産株式会社関西工場への搬入にあたって、搬入方法など確認事項がある場合の連絡先はTEL 06-4706-1345（野村興産株式会社）とする。

7 収集計画

収集日について、受注者は各学校及び処理業者と調整のうえ、業務の実施に先立ち「収集業務計画書」（別紙－3）及び処理業者が指定する「廃棄物搬入予定表」を作成し、発注者及び処理業者に提出すること。

各学校の事情により受注者が作成した計画によりがたい場合は、受注者は当該の学校長と直接調整し、あらためて収集日を調整すること。

なお、提出した計画に変更が生じる場合は、その都度、変更後の収集日時及び搬入日時を事前に本仕様書の21に記載する担当者並びに処理業者に報告すること。

8 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙－1に記載すること。
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了届（別紙－4）を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

10 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、

やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込及び運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) 収集運搬においては、児童生徒の安全確保に努めること。

13 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等

イ 産業廃棄物の収集運搬業務

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面

により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務にかかる費用の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙―2）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 排出する状態（荷姿等）

学校では、それぞれ箱又は袋等で分別し、まとめた状態となっている。

上記「6（4）運搬の最終目的地」へ搬入する際には、以下のとおりとする。

容器には、排出された学校名を、処理業者が指定する形で記載する。

紙袋や段ボール箱が破損した状態や雨など水濡れの状態で搬入の場合、処理業者での受け入れができないため、注意すること。

廃棄物	搬入時の荷姿等
蛍光管（直管）	段ボールまたはドラム缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）に入れて搬入すること。段ボールを使用する場合、不安定な状態にならないよう、蛍光灯の長さに合わせたものを使用すること。 割れたものはポリ袋に入れた状態で搬入すること。 なお、曲管（丸型）蛍光灯、電球及び LED 型ランプは受け入れが出来ないため、混入しないこと。 また、長さが 125cm を超える蛍光管は、受け入れが出来ない可能性があるため、事前に確認を行うこと。
水銀灯ほか	上記、蛍光管（直管）と同様とする。
乾電池（アルカリ・マンガン）	軽量であれば、紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。

	重量があり、紙袋等が耐えられない場合は、「蓋つきの金属製一斗缶・ペール缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）」にて搬入すること。 なお、鉛蓄電池(Pb 電池)は受け入れが出来ないため、混入しないこと
リチウム電池・ボタン電池	紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 ボタン電池は、接地面にテープを貼り、絶縁処理をすること。

※乾電池について、一斗缶又はペール缶を使用した場合、搬入時には蓋をし、ふちの部分テープで固定すること。蛍光管及び水銀灯については蓋をする必要はない。

※ドラム缶・一斗缶及びペール缶について、缶に液体(雨水を含む。)を入れてはならない。
入れた状態で搬入された場合、受入れできず返品となるため、注意すること。

- (1) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正な処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (2) 発注者は、上記の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の収集運搬されない産業廃棄物の取扱い

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、発注者が指定した者が収集運搬を行うものとする。

イ 上記アの場合、受注者は産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

発注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬の方法や期限を発注者と協議の上定めることとする。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 その他

- (1) 受注者は上記「9 受注者の事業範囲」により契約書に添付する許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の表記がない場合、本業務が履行可能であることを証するため、発注者へ「収集業務に関する申出書」を提出すること。
- (2) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

- (3) 受注者は本業務の開始前に、処理業者との間で廃棄物の持ち込みに関する確認・打合せを実施し、業務の円滑化を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

21 事業担当

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当

大阪市西成区天下茶屋 1－16－5

電話：06－6115－7794

収集運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
蛍光管（直管）	812 k g		
水銀灯ほか	45 k g		
乾電池（アルカリ・マンガン）	970 k g		
リチウム電池・ボタン電池	19 k g		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

監督職員	担当係長

収 集 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市教育局
教育長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

受任者名

下記のとおり届出します。

記

業 務 名 称	
業 務 場 所	大阪市立学校（ 校）
着 手 日	令和 年 月 日
期 限	令和 年 月 日
業 務 計 画	別紙のとおり

監督職員	担当係長

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
受任者名

下記のとおり、業務が完了しましたのでお届けします。

記

業務名称

業務場所

契約番号

契 約 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

履行期限

令和	年	月	日
----	---	---	---

完 了 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

金 額

金	円
---	---

添付書類

計量証明書（写）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

対象校一覧

No.	校 園 コー ド	学 校 名	校 種 名	区 名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
1	551120	玉造小学校	小学校	中央区	玉造2-3-43	06-6941-1012	06-6941-0187
2	551121	南大江小学校	小学校	中央区	農人橋1-3-3	06-6942-0501	06-6941-0397
3	551129	高津小学校	小学校	中央区	高津3-4-21	06-6643-2700	06-6643-0390
4	551131	南小学校	小学校	中央区	東心斎橋1-14-29	06-6252-6825	06-6252-6871
5	551132	開平小学校	小学校	中央区	今橋1-5-7	06-6203-4212	06-6203-4404
6	552120	東中学校	中学校	中央区	大手前4-1-5	06-6941-0195	06-6941-0163
7	552122	南中学校	中学校	中央区	島之内1-10-23	06-6271-1456	06-6243-4170
8	561152	九条南小学校	小学校	西区	九条南2-13-17	06-6582-4000	06-6582-0031
9	561153	九条東小学校	小学校	西区	九条2-6-2	06-6582-0005	06-6582-0108
10	561154	九条北小学校	小学校	西区	九条南4-7-38	06-6581-0761	06-6581-3136
11	561155	本田小学校	小学校	西区	川口1-5-19	06-6581-1531	06-6581-3194
12	561156	堀江小学校	小学校	西区	北堀江3-2-16	06-6531-4821	06-6531-0876
13	561158	堀江小学校分校	小学校	西区	北堀江4-9-35	06-6533-2021	06-6533-2024
14	562150	西中学校	中学校	西区	千代崎3-1-43	06-6582-5040	06-6582-0569
15	562151	花乃井中学校	中学校	西区	江戸堀2-8-29	06-6441-0050	06-6441-6807
16	562152	堀江中学校	中学校	西区	北堀江4-7-1	06-6531-7868	06-6531-0263
17	581210	三軒家西小学校	小学校	大正区	三軒家西1-20-26	06-6551-0022	06-6555-4865
18	581212	中泉尾小学校	小学校	大正区	泉尾3-23-34	06-6551-0068	06-6555-4867
19	581213	北恩加島小学校	小学校	大正区	泉尾5-17-31	06-6551-0020	06-6555-4868
20	581214	南恩加島小学校	小学校	大正区	南恩加島3-6-11	06-6551-0047	06-6555-4869
21	581215	鶴町小学校	小学校	大正区	鶴町2-6-24	06-6551-0023	06-6555-4870
22	581217	平尾小学校	小学校	大正区	平尾2-21-28	06-6551-8600	06-6555-4872
23	581218	三軒家東小学校	小学校	大正区	三軒家東2-12-63	06-6551-4508	06-6555-4873
24	581219	小林小学校	小学校	大正区	小林東2-4-45	06-6553-0010	06-6555-4874
25	582210	大正東中学校	中学校	大正区	三軒家東4-4-30	06-6551-0630	06-6555-4876
26	582211	大正中央中学校	中学校	大正区	小林東3-23-5	06-6552-6565	06-6555-4877
27	582212	大正西中学校	中学校	大正区	南恩加島6-14-37	06-6551-0294	06-6555-4878
28	582213	大正北中学校	中学校	大正区	北村3-1-1	06-6554-6050	06-6555-4879
29	611301	栄小学校	小学校	浪速区	浪速東1-1-61	06-6568-5855	06-6568-6550
30	611302	難波元町小学校	小学校	浪速区	元町1-5-30	06-6632-5668	06-6632-8733
31	611303	大国小学校	小学校	浪速区	大国1-9-3	06-6631-0171	06-6631-0362
32	611307	敷津小学校	小学校	浪速区	敷津東3-9-32	06-6641-4090	06-6641-4817
33	611308	塩草立葉小学校	小学校	浪速区	塩草1-4-31	06-6561-3095	06-6561-2127
34	612300	難波中学校	中学校	浪速区	塩草1-1-59	06-6562-4477	06-6562-6148
35	612301	日本橋中学校	中学校	浪速区	日本橋西1-7-6	06-6633-3751	06-6633-9328
36	612302	木津中学校	中学校	浪速区	戎本町1-3-46	06-6632-5765	06-6632-6866
37	612329	心和中学校	中学校	浪速区	日本橋東3丁目-1-23	06-6636-5155	06-6636-5180
38	721630	粉浜小学校	小学校	住之江区	粉浜2-6-6	06-6672-0001	06-6671-4128
39	721631	安立小学校	小学校	住之江区	住之江1-4-29	06-6672-0551	06-6672-0244
40	721633	加賀屋小学校	小学校	住之江区	北加賀屋2-5-26	06-6681-0031	06-6686-1514
41	721634	住吉川小学校	小学校	住之江区	西加賀屋4-1-4	06-6681-1571	06-6686-1549
42	721635	北粉浜小学校	小学校	住之江区	粉浜1-5-48	06-6678-6851	06-6678-0956
43	721636	住之江小学校	小学校	住之江区	御崎4-6-43	06-6681-3000	06-6686-1608
44	721637	平林小学校	小学校	住之江区	平林南2-6-48	06-6685-8085	06-6686-1609
45	721638	加賀屋東小学校	小学校	住之江区	東加賀屋1-6-25	06-6681-5000	06-6686-1518
46	721639	新北島小学校	小学校	住之江区	新北島6-2-56	06-6683-3011	06-6686-1618
47	721640	南港光小学校	小学校	住之江区	南港中4-4-22	06-6613-0600	06-6613-7835
48	721644	清江小学校	小学校	住之江区	御崎5-7-18	06-6686-3050	06-6686-3041
49	722632	加賀屋中学校	中学校	住之江区	西加賀屋2-9-20	06-6681-0131	06-6686-1614
50	722633	住之江中学校	中学校	住之江区	御崎8-1-6	06-6683-0001	06-6686-1619
51	722634	新北島中学校	中学校	住之江区	新北島8-2-46	06-6683-0071	06-6686-1626
52	722635	南港北中学校	中学校	住之江区	南港中4-3-39	06-6613-0500	06-6613-7869
53	722636	南港南中学校(咲洲みなみ小中一貫校)	中学校	住之江区	南港中3-5-14	06-6614-0600	06-6613-7845
54	722637	真住中学校	中学校	住之江区	御崎2-2-32	06-6686-8495	06-6686-8596
55	731660	東粉浜小学校	小学校	住吉区	東粉浜2-3-26	06-6672-0313	06-6672-0369
56	731661	住吉小学校	小学校	住吉区	帝塚山西4-1-35	06-6672-6001	06-6672-6103
57	731662	長居小学校	小学校	住吉区	長居東3-3-40	06-6698-8787	06-6698-3325
58	731663	依羅小学校	小学校	住吉区	我孫子4-11-48	06-6691-0771	06-6691-6874
59	731664	墨江小学校	小学校	住吉区	墨江2-3-46	06-6678-7601	06-6678-1602
60	731665	遠里小野小学校	小学校	住吉区	遠里小野6-6-27	06-6692-5671	06-6692-7962
61	731666	清水丘小学校	小学校	住吉区	清水丘2-9-41	06-6673-1101	06-6673-1019
62	731667	南住吉小学校	小学校	住吉区	南住吉3-5-1	06-6693-3941	06-6693-3672
63	731668	大領小学校	小学校	住吉区	大領3-3-5	06-6694-1100	06-6694-4822

対象校一覧

No.	校 園 コー ド	学 校 名	校 種 名	区 名	住 所	電 話 番 号	FAX 番 号
64	731669	苅田小学校	小学校	住吉区	苅田3-5-34	06- 6699-2901	06- 6699-9435
65	731670	山之内小学校	小学校	住吉区	山之内2-17-39	06- 6693-0001	06- 6693-3980
66	731671	苅田南小学校	小学校	住吉区	苅田10-1-35	06- 6607-0511	06- 6607-3314
67	731672	苅田北小学校	小学校	住吉区	苅田1-11-39	06- 6697-2224	06- 6697-5402
68	731673	大空小学校	小学校	住吉区	我孫子西1-6-13	06- 6606-7181	06- 6606-7224
69	732660	三稜中学校	中学校	住吉区	千駄1-5-22	06- 6691-2131	06- 6691-6892
70	732661	我孫子中学校	中学校	住吉区	我孫子東1-4-32	06- 6697-8161	06- 6697-8929
71	732662	住吉中学校	中学校	住吉区	帝塚山西3-5-6	06- 6672-3115	06- 6672-4757
72	732663	大和川中学校	中学校	住吉区	遠里小野2-11-4	06- 6694-0005	06- 6694-1573
73	732664	東我孫子中学校	中学校	住吉区	苅田1-16-2	06- 6698-0001	06- 6698-0541
74	732665	墨江丘中学校	中学校	住吉区	墨江4-15-34	06- 6674-3612	06- 6674-3629
75	732666	大領中学校	中学校	住吉区	大領4-3-25	06- 6695-3611	06- 6695-3662
76	732667	我孫子南中学校	中学校	住吉区	浅香1-8-55	06- 6698-6310	06- 6698-8341
77	761752	天下茶屋小学校	小学校	西成区	聖天下1-11-35	06- 6661-8741	06- 6661-7198
78	761753	岸里小学校	小学校	西成区	千本中1-8-22	06- 6659-2574	06- 6659-2069
79	761754	玉出小学校	小学校	西成区	玉出中2-13-48	06- 6659-2000	06- 6659-2091
80	761755	千本小学校	小学校	西成区	千本中2-8-8	06- 6651-6464	06- 6651-2644
81	761756	橘小学校	小学校	西成区	橘2-1-29	06- 6651-0456	06- 6651-2752
82	761760	長橋小学校	小学校	西成区	長橋2-3-21	06- 6561-4692	06- 6561-2175
83	761761	北津守小学校	小学校	西成区	北津守3-3-40	06- 6568-0415	06- 6568-1595
84	761763	南津守小学校	小学校	西成区	南津守6-1-14	06- 6659-3000	06- 6659-2087
85	761765	まつば小学校	小学校	西成区	梅南3-2-25	06- 6651-3428	06- 6651-2820
86	762750	天下茶屋中学校	中学校	西成区	橘1-8-2	06- 6651-6512	06- 6651-2654
87	762751	今宮中学校	中学校	西成区	花園北1-8-32	06- 6631-2711	06- 6631-0486
88	762752	成南中学校	中学校	西成区	千本中1-17-10	06- 6651-4635	06- 6651-1649
89	762753	鶴見橋中学校	中学校	西成区	長橋3-9-23	06- 6562-0001	06- 6562-0470
90	762754	玉出中学校	中学校	西成区	玉出西1-15-37	06- 6659-2761	06- 6659-2105
91	762756	梅南中学校	中学校	西成区	梅南3-3-17	06- 6658-4321	06- 6658-4067